

## 2014/03/07 特別部会「たたき台」に対する意見

### 1. 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方について

#### (1) 身柄拘束に関する適正な運用を担保するための指針となるべき規定について

検察の在り方検討会議は、その提言「検察の再生に向けて」の中で、検察の再生とは「『公開性』、『透明性』などが求められる社会の風を肌で受け止め、自ら未来志向で検察の果たすべき使命・役割、検察の『正義』とは何であるのかを問い直すこと」であるとし、その上で、「捜査・公判の在り方については、被疑者の人権を保障し、虚偽の自白によるえん罪を防止する観点から、取調べの可視化を積極的に拡大すべきである」とした（同提言「はじめに」）。

提言の理念である「被疑者の人権を保障し、虚偽の自白によるえん罪を防止する観点」は、取調べの可視化を積極的に拡大する理由だけでなく、広く捜査・公判の在り方そのものの基本理念とならなければならない。

わが国の被疑者・被告人の身柄拘束の在り方について、その実態については様々な意見があるにしろ、「人質司法」という不名誉な呼称が与えられてきたことは事実である。また実例としても、本特別部会設置の動機となった村木委員の事件において、他人を引き込んだ虚偽の自白をした者は約40日で釈放され、真実に基づいて否認した村木委員は160日以上も身柄を拘束されたという例がある。

国民の立場からすれば、少なくとも、法の執行に携わる者は、「人質司法」というような見られ方があることを重く受け止める必要があるだろう。

したがって、たたき台「第2 身柄拘束に関する適正な運用を担保するための指針となるべき規定」は、「否認及び黙秘の取扱いに関する留意事項」「身柄拘束の必要性の判断に関する留意事項」のいずれについても、ぜひ設けるべきである。

なお、当然のことを規定する必要はないとの意見もありうるが、国民の権利を尊重する趣旨から「当然のこと」を念を入れて規定する例は他にもあるのであって（たとえば警察官職務執行法1条2項）、その意義は否定できない。

#### (2) 勾留と在宅の間の中間的な処分について

「中間処分」の提案は、身柄拘束が過剰に運用されているとの懸念から、全面的な身体拘束である勾留をできるだけ少なくするための提案と思われる。しかし、も

し過剰な勾留が行われているとするならば、本来は、勾留の処分を適正化することによって、過剰な勾留を少なくすることを検討すべきではなかろうか（それゆえ、前述のように、適正な運用担保の指針が必要である）。そうではなく、中間処分とはいえ、新たな強制処分を増やすという方法は、果たして国民の理解が得られるであろうか。従来であれば在宅となったかもしれない被疑者が、中間処分を受けることにならないかという危惧もぬぐえない。

したがって、身体拘束の適正化は、適正な運用担保の指針を設けることによって運用を適正化する方法で行うべきであろう。

## 2. 自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方について

一定の自白事件を簡易迅速に処理することは、重大事件を適正に処理する等、全体としての刑事システムを適正かつ効率的に運用するために必要なことであろう。

### (1) 自白事件の捜査の簡易迅速化を確保するための措置について

一定の自白事件について簡易迅速な処理システムが必要であるとしても、手続の適正の観点から被告人の意思は尊重されなければならないから、即決裁判手続によって審判する決定があった事件について、同意等の撤回を制限する方策は採るべきではない。

### (2) 一定範囲の実刑相当事案を簡易迅速に処理するための新たな手続の創設について

一定範囲の実刑相当事案について新手続を創設することは、簡易迅速化に資するであろう。ただし、被疑者が従来の即決裁判という簡易迅速な手続に同意するのは、執行猶予という結論になることが予測可能だからであることを考えると、新手続についても、検察官に科刑意見を告知させるだけでなく、少なくとも科刑意見を上回る判決とはならないとの予測可能性を獲得できなければ、新手続の利用を促進できないのではないのか。

## 3. 全体的制度の在り方について

### (1) 国民の声を反映させる必要性について

本特別部会の意見取りまとめにあたっては、国民の声を反映したものにすることが肝要である。本特別部会第1回会合において法務大臣は「今回ご審議いただく内容は、国民の生活にも影響する刑事司法全体の在り方に及ぶものであり、多数の専門家の方にもご参加いただいておりますが、専門家の知見だけでなく、それに加えて、広く国民の声を反映した審議を行っていただく必要があると考えております」

と述べられ、また「そのため、当部会には、刑事法の専門家に加えて、それ以外のまさに各界の有識者の方々にも相当数加わっていただいた」と述べられた。しかも、本特別部会設置の動機は検察の不祥事であり、その原因究明と再発防止こそが国民の関心事である。国民の声を代表する有識者委員の多数意見をぜひ尊重していただきたいと考える。

以 上